

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について（案）

令和6年11月19日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

今般、金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「第二次中間整理」（2022年12月公表）における提言を踏まえた政府令等の改正案¹が公表され、PTS取引のうち取引所の立会外取引に類似するものについてTOB5%ルール¹の適用対象外とするなどの方向性が示された。

これを踏まえ、本協会では、立会外取引に類似する取引について必要な制度整備を行う観点から、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」において自主規制規則の見直しについて検討を行った。

今般、同ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

(1) 立会外取引に類似する取引に関する定義を新設する。

(第2条第14号)

(2) 認可会員（上場株券等の私設取引システム運營業務の認可を受けた会員をいう。）が認可業務（私設取引システム運營業務をいう。）により、立会外取引に類似する取引を取り扱う場合には、次に掲げる事項を定めた取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならないものとする。

- ① 対象有価証券
- ② 取引時間
- ③ 売買単位
- ④ 取引価格の範囲
- ⑤ 呼値に関する事項
- ⑥ 売買の成立方法
- ⑦ 決済日
- ⑧ 一定の売買代金を超える取引に係る総売買高等の通知及び公表の時期
- ⑨ 社内取引システムによる対当の明示
- ⑩ 信用取引及び貸借取引の制限（これらの取引を取り扱う場合に限る。）

¹ 令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240913-2/20240913-2.html>

⑩ その他立会外取引に類似する取引に関し認可会員が必要と認める事項

(第6条の10第1項)

(3) 認可会員は、上記(2)⑧から⑩の事項について、株式会社東京証券取引所の定める「T
o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例」及び「T o S T N e T
市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則」と同等の取扱いを行うこ
ととしなければならないものとする。

(第6条の10第2項)

(4) 参加会員は、立会外取引に類似する取引を行うに当たっては、第6条の10第1項の
規定に基づき認可会員が定める取扱規則を遵守しなければならないものとする。

(第6条の10第3項)

(5) その他所要の整備を図ることとする。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和●年●月●日（改正の日から施行）から施行する。

以 上

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和6年11月19日（火）から令和6年12月18日（水）17:00まで
（必着）
- ② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。
郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号
日本証券業協会 エクイティ市場部 宛
専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=09>

(2) 意見の記入要領

件名を、「取外規則の一部改正に関する意見」とし、次の①から⑥の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）
- ③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （03-6665-6770）

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 11 月 19 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～13 （ 現行どおり ）</p> <p>14 <u>立会外取引に類似する取引</u> <u>認可会員が行う認可業務による取引</u> <u>所外売買のうち、金商法施行令第 6 条の 2 第 2 項第 2 号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われる取引をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 売買の監理</p> <p>(立会外取引に類似する取引に係る取扱い)</p> <p>第 6 条の 10 <u>認可会員は、立会外取引に類似する取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めた取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならない。</u></p> <p>1 <u>対象有価証券</u></p> <p>2 <u>取引時間</u></p> <p>3 <u>売買単位</u></p> <p>4 <u>取引価格の範囲</u></p> <p>5 <u>呼値に関する事項</u></p> <p>6 <u>売買の成立方法</u></p> <p>7 <u>決済日</u></p> <p>8 <u>一定の売買代金を超える取引に係る総売買高等の通知及び公表の時期</u></p> <p>9 <u>社内取引システム（金商業等府令第 70 条の 2 第 7 項に規定する社内取引システムをいう。）による対当の明示</u></p> <p>10 <u>信用取引及び貸借取引の制限（これらの取引を取り扱う場合に限る。）</u></p> <p>11 <u>その他立会外取引に類似する取引に関し認可会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>認可会員は、前項第 8 号から第 10 号に掲げる事項については、株式会社東京証券取引所の定める「T o S T N e T 市</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～13 （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 売買の監理</p> <p>（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>場に関する業務規程及び受託契約準則の特例」及び「T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則」と同等の取扱いを行うこととしなければならない。</u></p> <p>3 <u>参加会員は、立会外取引に類似する取引を行うに当たっては、第1項の規定に基づき認可会員が定める取扱規則を遵守しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 報告及び公表等 第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表等</p> <p>(売買の報告) 第 11 条 (現行どおり) 2～4 (現行どおり) 5 <u>認可会員は、第1項の規定に関わらず、立会外取引に類似する取引のうち本協会が必要と認める取引については、所定の方法により報告しなければならない。</u> 6 (現行どおり)</p> <p>(売買等の報告の訂正又は取消し) 第 12 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>認可会員は、第 10 条第3項(前条第4項において準用する場合を含む。)及び前条第5項の規定に基づき行った報告の訂正又は取消しを行おうとする場合には、所定の方法により速やかに報告しなければならない。</u> 4 (現行どおり)</p> <p>(売買価格等の公表等) 第 14 条 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 <u>本協会は、第 11 条第1項及び第5項の報告並びに第 12 条に規定する報告のうち売買に係るものに基づき、上場株券等の種類毎の売買数量、銘柄別の売買価格及び売買数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 報告及び公表等 第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表等</p> <p>(売買の報告) 第 11 条 (省 略) 2～4 (省 略) (新 設)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(売買等の報告の訂正又は取消し) 第 12 条 (省 略) 2 (省 略) 3 <u>認可会員は、第 10 条第3項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき行った報告又は取消しを行おうとする場合には、所定の方法により速やかに報告しなければならない。</u> 4 (省 略)</p> <p>(売買価格等の公表等) 第 14 条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 <u>本協会は、第 11 条第1項の報告及び第 12 条に規定する報告のうち売買に係るものに基づき、上場株券等の種類毎の売買数量、銘柄別の売買価格及び売買数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。</u></p>

改 正 案	現 行
この改正は、令和●年●月●日から施行 (改正の日から施行) する。	